

○三芳町表彰条例施行規則

昭和59年9月25日

規則第13号

改正 昭和63年9月26日規則第19号

平成元年9月11日規則第16号

平成10年7月30日規則第28号

平成19年3月28日規則第13号

平成20年9月30日規則第38号

平成29年3月31日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町表彰条例（昭和56年三芳町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(功労表彰の基準)

第2条 条例第2条第2項各号の功労表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 地方自治の振興に貢献し、功績顕著な者

ア 町長、副町長及び教育長として、10年以上在職の者。ただし、町長については、現職を除く。

イ 町議会議員として、10年以上在職の者

ウ 三芳町特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年三芳町条例第8号）に規定する特別職の職員（一般職の職員たる身分を有する者を除く。）で、10年以上在職の者

エ 人権擁護委員、行政相談委員等国又は県の委嘱を受けて、10年以上在職の者

オ その他前各号に掲げる者に準じたものであって、特に功績顕著な者

(2) 社会福祉の増進に寄与し、功績顕著な者

ア 民生委員として、10年以上在職の者

イ 保護司として、10年以上在職の者

ウ 社会福祉関係団体の役員として、その発展に10年以上尽力し、功績顕著な者

- エ その他社会福祉に貢献し、功績顕著な者
 - (3) 児童及び青少年の健全育成に貢献し、功績顕著な者
 - ア 青少年団体、子供会等への指導に10年以上尽力し、功績顕著な者
 - イ 青少年の補導又は善導に10年以上尽力し、功績顕著な者
 - (4) 交通安全、防犯、防災又は消防活動に尽力し、功績顕著な者
 - ア 交通安全を目的とした団体又は個人として、交通安全に10年以上尽力し、功績顕著な者
 - イ 防犯、防災活動に協力し、功績顕著な者
 - ウ 消防団員として、10年以上在職した者又は消防団長、副団長若しくは分団長の職を経験し、功績顕著な者
 - (5) 生活環境及び保健衛生の改善向上に寄与し、功績顕著な者
 - ア 生活環境及び保健衛生団体の役員として、その発展に10年以上尽力し、功績顕著な者
 - イ その他生活環境及び保健衛生の改善向上に功績顕著な者
 - (6) 産業の開発振興に貢献し、功績顕著な者
 - ア 農林、商工業等の団体の役員として、10年以上在職し、功績顕著な者
 - イ その他多年産業の開発振興に尽力し、功績顕著な者
 - (7) 教育、文化及び体育の向上に寄与し、功績顕著な者
 - ア 教育、文化、体育関係団体の役員として、10年以上尽力し、功績顕著な者
 - イ 各種スポーツの指導者として、10年以上尽力し、功績顕著な者
 - ウ スポーツの競技会等で優秀な成績を収め、町の名誉を高揚し、功績顕著な者
 - エ その他教育、文化及び体育等の振興に貢献し、功績顕著な者
- 2 前項第1号に掲げる職並びに民生委員及び保護司の職にあつて、同一期間に2以上の職に在職した場合の年数は、1の職の在職期間のみ算入することとする。
- 3 在職年数は、次によるものとし、毎年10月1日を基準日として計算するものとする。
- (1) 就任又は採用の月から起算する。
 - (2) 1月に満たない端数は、1月とする。

(3) 在職年数は、中断してもその前後は、通算する。

(善行表彰の基準)

第3条 条例第2条第3項の善行表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 自己の生命、利害を省みず人命を救助し、一般の模範となるような善行をした者

(2) 交通事故又は災害時において救助活動に尽力し、功績顕著な者

(篤志表彰の基準)

第4条 条例第2条第4項の篤志表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 個人、団体とも100万円以上の私財を町に寄附した者には表彰状を、50万円以上の者には感謝状を授与する。

(2) 100平方メートル以上の土地を5年以上にわたり、公益のために無償で町に提供した者には感謝状を授与する。

2 寄附物件の評価、寄附金品の額の取扱基準については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 物品、不動産等の物件は、寄附の時点の適正な見積価格（町の評価額）によるものとする。

(2) 寄附金品の額は、前年10月1日から当年9月末日までの合算額とする。

(表彰の内申)

第5条 課長（三芳町課室設置条例（平成17年三芳町条例第23号）に基づく課室の長及びこれらに相当する職にある者をいう。）は、条例第2条に該当すると思われる個人又は団体があるときは、様式第1号の功績内申書を町長の指定する日までに提出するものとする。

2 表彰の内申事項で表彰前に異動があったときは、速やかに報告しなければならない。

(再表彰)

第6条 条例第2条の規定により表彰された者が、その後同条に該当するに至った場合には、再度表彰することができる。

(表彰の取消し)

第7条 表彰された者が禁固以上の刑に処せられ、又は懲役処分により解職されたときは、

表彰を取消し、表彰者名簿から除籍することができる。

(追彰の順位)

第8条 条例第3条第2項の規定により、遺族に追彰する場合は、次の順序により行うものとする。ただし、同順位者間にあつては、その親等の近い者を先にし、同親等間にあつては、年長者を先にする。

- (1) 配偶者
- (2) 子及び孫
- (3) 父母及び祖父母
- (4) 兄弟姉妹

(表彰状)

第9条 条例第3条に規定する表彰状は、様式第2号によるものとする。

(表彰名簿)

第10条 条例第6条に規定する表彰者名簿は、様式第3号によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 三芳町表彰条例施行規則（昭和56年三芳町規則第31号）は、廃止する。

附 則（昭和63年規則第19号）

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第28号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

功 績 内 申 書

年 月 日

三芳町長 様

内申者職氏名

次の者は、三芳町表彰条例施行規則第 条第 号に該当すると認められますので
内申いたします。

記

ふ り が な 氏 名		年 月 日生
	男・女	
表 彰 の 種 類	1 功 労 2 善 行 3 篤 志	
現 住 所		
主 な 職 業		
功 績 の 概 要		

様式第2号(第9条関係)

第
号

埼玉県入間郡三芳町長

印

年
月
日

………功記又はほう詞を述べる………
よつて三芳町表彰条例により表彰します

表
彰
状

殿

様式第3号(第10条関係)

表 彰 台 帳			区 分		
番号	氏 名	生年月日	住 所	表 彰 事 項	表 彰 月 日

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第10条関係)